

## 就 労 確 約 書

このたびの子育てのための施設等利用給付申請（子ども・子育て支援法第30条の4第2号・第3号の認定申請）にあたり、現在就労していませんが**1ヶ月64時間以上の就労**を前提として就職活動を行い、認定日の初日から90日を経過する日までの期間に就労を開始します。

令和 年 月 日

行田市福祉事務所長 様

住 所

氏 名